

時枝博士の「言語における伝言者の

立場について」に関する疑

倉野憲司

一

時枝博士は、本誌第二十七輯に「言語における伝言者の立場について」と題する論考を発表され、祝詞・宣命中の「衆聞宣」、特に「宣」字の訓義に関する試案を提示された。それはまことに示唆に富んで居り、宣長説に安住してゐる者に対する木鐸の役目を果されたといふことができる。しかしながら博士の論述の中には、一二疑問とする点があり、また論述の趣旨を十分つかみ得ない点もあるので、こゝにいさゝか卑見を陳べて、博士並びに大方の高教を仰ぎたいと思ふのである。

まづ疑問とする点を挙げてみよう。博士は、漢文の詔について、それが殆ど天皇を第一人称とし、直接に臣民に呼びかける形式をとつてゐると言はれる。まさにその通りであるが、援引された孝徳紀大化二年三月の、

集侍群卿大夫及臣連国造伴造并諸百姓等咸可_レ聽之。夫君_ニ於
天地之間_ニ云々

の詔と、天武紀十二年正月の、

明神御_ニ大八洲_ニ日本根子天皇勅命者、諸国司国造郡司及百姓
等可_レ聽矣。朕初登_ニ鴻祚_ニ以來云々

の詔とは、果して天皇を第一人称とし、直接に「群卿大夫」以下または「諸国司」以下に呼びかけたものであらうか。「咸可_レ聽之」、「諸可_レ聽矣」とあつて、下に「宣」の字が無いところから、これを天皇の直接の呼びかけとして受け取られたやうであるが、下に「宣」の字が無くとも、「咸可_レ聽之」、「諸可_レ聽矣」までは伝言者の言葉で、以下を天皇の詔言と見るべきではなからうか。つまりこの二詔は漢文の詔ではあるが、宣命の形式を襲つたもので、漢文の詔としては例外と見なければならぬと思はれる。

といふのは、公式令を見ると、次のやうな規定がある。

詔書式

明神御宇日本天皇詔旨、云々咸聞。

明神御宇天皇詔旨、云々咸聞。

明神御_ニ大八洲_ニ天皇詔旨、云々咸聞。

天皇詔旨、云々咸聞。

詔旨、云々咸聞。

こゝに詔書といふのは、漢文の詔勅ではなくして、国文の宣命を指してゐることは言ふまでもない。さうしてこの五種の形式は、いはゆる宣命使（宣命大夫）自身が宣制すべき詞の様式を規定したものに他ならないのである。これを平仮名交り文に直すと、次のやうになる。

明神と御宇あまのしらすしめす日本の天皇が詔旨らまると、云々咸聞きたまへ。

明神と御宇しめす天皇が詔旨らまると、云々咸聞きたまへ。

明神と大八洲あやふま御しめす天皇が詔旨らまると、云々咸聞きたまへ。天皇が詔旨らまると、云々咸聞きたまへ。

詔旨らまると、云々咸聞きたまへ。

即ち、第一の形式は、「明つ御神として、天の下をお治めになつてゐる日本の天皇の、紛ふ方なき御言葉として、云々皆さんお聞きなさい。」といふことになるのである。

二

ところで右に述べたことが明瞭に窺はれるのは、やゝ時代は降るが、内裏式の元正受群臣朝賀一式の条に見える次の記事である。（少し長いが念の為引用する。）

皇帝服冕服一就高座。（中略）皇太子升中階一当御座前、北面跪ニ於南榮一賀日、

新年乃新月乃新日爾万福乎持参来拜仕奉良久止申。

俛伏而興、降レ自レ階四級。謁者進引ニ皇太子一復位。太子再

拜。干レ時勅喚ニ侍從名一称レ唯、進レ自ニ南榮一当ニ御座前跪。

詔曰、

新年乃新月乃新日爾与天地一共爾万福乎平久永久受賜礼止宣。侍從奉勅、称レ唯。俛伏而興、降レ自ニ東階一、就ニ詔使位一、西面、宣制曰、

天皇我詔旨良一止一宣布大命乎聞賜止宣。

皇太子称レ唯再拜。訖更宣、

新年乃新月乃新日爾与天地一共爾万福乎平久永久受賜礼止宣。

皇太子称レ唯再拜。有レ頃奏賀者進就ニ版位一、北面立奏曰、

明神止御ニ大八洲一日本根子天皇我朝廷爾仕奉親王等王等臣

等百官人等天下百姓衆諸、新年乃新月乃新日爾与天地一共爾

万福乎持参来与天皇我朝廷乎拜仕奉事乎恐善恐善毛申賜止申。

退復位。（中略）勅曰、参来。奏賀者称レ唯就位。勅曰、

供奉親王等王等臣等百官人等天下百姓衆諸、新年乃新月乃

新日爾与天地一共爾万福乎平久長久受賜礼止宣。

奉レ勅称レ唯。退復ニ行立之位一。俱遂還退出。奏賀者留宣

命之位、奏瑞者復ニ本例一。訖乃宣制曰、

明神止御ニ大八洲一日本根子天皇我詔旨良一止一宣不大命乎衆

聞食乎止宣。

王公百官称レ唯再拜。訖更宣云、

供奉親王等王等臣等百官人等天下百姓衆諸、新年乃新月乃

新日爾与天地一共爾万福乎平久長久受賜礼止勅不一天皇我詔旨

乎、衆諸聞食乎止宣。

王公百官共称レ唯再拜。

これによると、

天皇我詔旨良一止一宣布大命乎聞賜止宣。
明神止御ニ大八洲一日本根子天皇我詔旨良一止一宣不大命乎衆聞食乎止

宣。

止宣不天皇我詔旨乎衆諸聞食与止宣。

は明らかに詔使者の宣制の詞であることがわかり、且つまたそれは公式令の詔書式の形式と一致してゐることが知られるであらう。

三

そこで問題をもとにかへすと、時枝博士は「第一に、諸王諸臣以下の衆を、宣命使の申し聞かせる行為の相手とすることが、詔勅宣布の慣例と認められるかどうかを吟味する必要がある。」として、前に挙げた漢文形式の詔を取り挙げ、大化二年三月の詔の「集侍群卿大夫」以下は、「咸可_レ聴之」として天皇の呼びかけの対象となつて居り、また天武十二年正月の詔の「諸国司」以下も、同様に天皇が大命を宣布する場合の対象となつてゐると述べられてゐる。しかし公式令の詔書式によると、(これが宣命使自身の宣制の詞の様式を規定したものといふ卑見に誤りがなければ)前掲の現代語訳によつてもわかるやうに、「咸聞きたまへ」は、宣命使が「皆さんお聞きなさい」といつてゐるのであつて、天皇の呼びかけとは解し難い。従つて「咸可_レ聴之」も「諸可_レ聴矣」も、咸(諸)聴きたまへで、詔使者の詞と見なければならなくなり、「群卿大夫」以下及び「諸国司」以下の衆語は、当然詔使者の申し聞かせる対象となるわけである。たゞ問題は「咸聞_一」 「咸可_レ聴」 「諸可_レ聴」の下に「宣」の字がある場合、その宣の主体を天皇と見るか、宣命使と見るかにあるのである。そこで今一度内裏式の記事にかへることにする。その中の、

新年乃新月乃新日爾与_二天地_一共爾万福乎平久久受賜礼止宣。
供奉親王等王等臣等百官人等天下百姓衆諸、新年乃新月乃新日爾与_二天地_一共爾万福乎平久久受賜礼止宣。

は、明らかに天皇の言葉そのものである。宣命使はそれをそのまま、或いは皇太子に、或いは王公百官に宣してゐる。(もちろんその前もしくは後に、宣命使自身の宣制の詞がある。)さうすると、これは時枝博士のいはゆる(一)の直接的方法と(二)の伝言的方法とを一つにしたものと言ふことが出来る。ところで天皇自身の言葉の最末にある「宣」であるが、この「宣」までが天皇の言葉であることに注意しなければならない。これを普通にノルと訓むか、自己に対する敬語と見て、ノタマフまたはノリタマフと訓むかは別問題として、とにかく天皇の言葉である。従つて前掲のはじめのものを現代語訳すると、「新しい年の新しい月の新しい日に(正月元日に)、天地と共に平安に長久に、万福を受け頂けと、(私は)申し聞かせる。」といふことになる。即ちこの「宣」は「申」に対する語であつて、皇太子や奏賀者は、天皇に向つて「拝み仕へ奉らくと申す」「恐み恐みも申し賜はくと申す」とあるやうに、「申し上げます」と言つてゐるのに対して、天皇は皇太子や奏賀者に向つて「申し聞かせる」と言つてゐるのである。従つて時枝博士が例に引かれた統紀第二十一詔の、

今宣久……清明心乎持而仕奉止宣。

も、「宣」までが御言葉であるとも見得るのであり、さう見ることに誤りがないとすれば、末尾を「清明心乎持而仕奉礼」と直接的方法に改めることは不当と言はなければならぬ。同様に、

汝多知諸者、吾近姪奈利。……諸以_二明淨心_一皇朝乎助仕奉礼止

宣。(第十七廻)

塩焼等五人乎、人告謀反。……今往前然莫^レ為止宣。

(第十八廻)

塩焼王者、唯預^二四王之列。……以^二明直心^一仕^二奉朝廷^一止詔。

(第二十廻)

などは、詔全体が御言葉そのもので、直接的方法によるものであり、「宣」や「詔」を説明的方法に該当する表現とは見なしがたいことになるのである。

四

さて右に述べたやうに、天皇または皇太后の御言葉そのものに、「受賜礼止宣」「仕奉止宣」「莫^レ為止宣」「仕^二奉朝廷^一止詔」などであるから、それを承けて、「受賜礼止勅不^レ天皇我詔旨乎」となるのである。統紀宣命の末尾に「……と詔ふ天皇が大命を」とあるのは、何れもそれである。

それならば宣命使の宣制の詞の末尾に「聞賜止宣」「聞賜止止宣」「聞食宣」「聞食止宣」「聞食倍止宣」のやうに、キ、タマへの下に「ト宣」がついた場合はどういふことになるであらうか。それは次のやうな二つの解釈が可能である。

明つ御神として天の下をお治めになってゐる天皇の、紛ふ方なき御言葉として仰せられるみことのを
 (1) 皆さんお聞き
 (2) 皆さんお聞き
 なさいと(私は)申し聞かせる。
 なさいと(天皇は)仰せられてゐる。

宣長説は(1)であり、時枝説は(2)である。(1)を強く支持するものは、公式令の詔書式である。それによると、前に述べたやうに、

「お聞きなさい」までは明らかに宣命使の詞である。従つてその下についた「とのる」も、当然宣命使に関はるものと見られるのである。宣命使は天皇の使ではあるが、天皇に代つてその大命を宣る者であるから、王公諸臣に対して「宣る」と言つても決して不都合ではない。さうしてこの解釈に従ふと、宣命使の申し聞かせる行為の相手は衆諸である。内裏式の例で言へば、皇太子であり、王公百官である。天武十二年正月の詔で言へば、諸国司国造郡司及百姓等諸である。(時枝博士は、この詔の大綱をとつて、今日の言葉に翻譯すると、「私がいふ言葉を皆さんお聞きなさい」となるとして、天皇の直接の言葉として居られるが、前述の通り、これは「明つ御神として大八島国をお治めになってゐる天皇様の仰せられるお言葉を、諸国司……の皆さんお聞きなさい」と解すべきである。)

これに対して(2)を支持するものは、統紀第一詔に「諸聞食止詔」と「詔」の字が四回も用ゐられてゐること、及び統日本後紀、三代実録、高橋氏文等に、「詔布」「宣布」「宣^{太麻}」とあり、また九条家本延喜式祝詞に「宣マフ」の訓がつけられてゐることなどである。これはたしかに(1)の説の可能を拒む有力な根拠と思はれる。しかしながら統紀第一詔の「詔」の字は、宣長のやうに「そのかみはやく心得誤れるか」と見ないにしても、宣と通じて用ゐられたとも考へられるし、統後紀以下の証左は、時代がかなり降つてゐるので、これらをもつて奈良時代以前を推すことは如何かと思われる。(1)(2)はそれ／＼合理性を一面に持つてゐると共に、他面には不確実性を帯びてゐるのであつて、この問題の解決は、今後の研究に俟つべきであらう。

時枝博士も言はれてゐるやうに、祝詞・宣命なるものの表現機構は、必ずしも明瞭ではなく、それを的確に把握することはかなり困難である。然るにこのたび博士によって一つの新しい問題が提起され、祝詞・宣命研究の導火線に火を点ぜられたことは、まことによろこばしいことで、これが口火となつて、各方面からの研究が進められることを切望する。実は博士の論考が発表された直後、私信を以つて博士に愚見を申し送つたが、十分意を尽さず、博士から本誌に執筆を勧奨されたので、敢へて拙文を草した次第である。見るべき結論にも到達し得なかつたが、枯木も山の賑ひであらう。

——福岡女子大学教授——